

議第16号

高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

高山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い改正しようとする。

高山市火災予防条例の一部を改正する条例

高山市火災予防条例（平成16年高山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前													改正後														
別表第1（第3条、第27条関係）													別表第1（第3条、第27条関係）														
種類							離隔距離（cm）						備考	種類							離隔距離（cm）						備考
				入力			上 方	側 方	前 方	後 方						入力			上 方	側 方	前 方	後 方					
炉の部（略）													炉の部（略）														
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不燃 以外 式	半密閉 式	浴室内 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—	15	15	15	注1：浴槽と の離隔距 離は0cm とするが、 合成樹脂 浴槽（ポリ プロピレ ン浴槽等） の場合は 2cmとす る。	注：浴槽との 離隔距離 は0cmと するが、合 成樹脂浴 槽（ポリプ ロピレン 浴槽等）の 場合は2c mとする。	ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不燃 以外 式	半密閉 式	浴室内 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—	15	15	15				
					内がまの項（略）													内がまの項（略）									
				浴室外設置の項（略）						浴室外設置の項（略）																	
				密閉式				21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であつて、かつ、ふ ろ用バーナーが21kw 以下）	—	2							2	2									
屋外用の項（略）													屋外用の項（略）														
不燃	半密閉 式	浴室内 設置	外がまバーナー ー取り出し口のな いもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—	4.5	—	4.5	注1	不燃	半密閉 式	浴室内 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては42kw 以下）	—	4.5	—	4.5									
				内がまの項（略）									内がまの項（略）														
			浴室外設置の項（略）									浴室外設置の項（略）															
密閉式				21kw以下（ふろ用以 外のバーナーをもつ ものにあつては当該 バーナーが70kw以下 であつて、かつ、ふ	—	2	—	2																			

					ろ用バーナーが 21kw 以下)														
					屋外用の項 (略)														
					液体燃料の款 (略)														
					上記に分類されないものの款 (略)														
温					気体燃料の款 (略)														
風 暖 房 機	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kw 以下の項 (略)					注2: 風道を使用するものにあつては 15cm とする。								
						26kw を超えて 70kw 以下	100	15	100	15									
						温風を全周方向に吹き出すものの項 (略)													
						強制排気型の項 (略)													
						密閉式の項 (略)													
					不燃の項 (略)														
					上記に分類されないもの	—	100	60	60	60	注3	注3: ダクト接続型以外の場合にあつては 100cm とする。							
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	ド ロ ッ プ イ ン 式 こ ん ろ 、 キ ャ ビ ネ ッ ト 型 グ リ ル 付 こ ん ろ	14kw 以下	100	15	15	15	注4	注4: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。								
					据置型レンジ	21kw 以下	100	15	15	15	注4	注4							
					不燃	開放式	ド ロ ッ プ イ	14kw 以下	80	0	—	0							

					ろ用バーナーが 21kw 以下)														
					屋外用の項 (略)														
					液体燃料の款 (略)														
					上記に分類されないものの款 (略)														
温					気体燃料の款 (略)														注1: 風道を使用するものにあつては 15cm とする。
風 暖 房 機	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	26kw 以下の項 (略)					注2: ダクト接続型以外の場合にあつては 100cm とする。								
						26kw を超えて 70kw 以下	100	15	100	15									
						温風を全周方向に吹き出すものの項 (略)													
						強制排気型の項 (略)													
						密閉式の項 (略)													
					不燃の項 (略)														
					上記に分類されないもの	—	100	60	60	60	注2								
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組 込 型 こ ん ろ ・ グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド ル 付 こ ん ろ 、 キ ャ ビ ネ ッ ト 型 こ ん ろ ・ グ リ 付 こ ん ろ	14kw 以下	100	15	15	15	注	注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。								
					据置型レンジ	21kw 以下	100	15	15	15	注	注							
					不燃	開放式	組 込 型 こ ん	14kw 以下	80	0	—	0							

ト ー ブ	不燃 式	開放 バーナーが隠ぺい	バーナーが露出の項 (略)				80	4.5	4.5	4.5							
			自然対流型	7kw 以下													
強制対流型の項 (略)																	
液体燃料の款 (略)																	
固体燃料																	
						100	50	50	50								
							注6	注6	注6								
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不燃 以外 開放 式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口) の項 (略)				100	15	15	15						
				卓上型こ んろ (2 口以上)、 卓上型グ リル付こ んろ	14kw 以下												
			バーナー が隠ぺい	加熱部が開放の項 (略)				30	10	10	10						
				加熱部 が隠ぺ い	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合) の項 (略)												
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合) の 項 (略)												
				炊飯器 (炊飯容 器4リッ トル以 下)	4.7kw 以下												
				圧力調理器 (内容積10リットル以下) の項 (略)													
				不燃 開放 式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口) の項 (略)						80	0	—	0		
						卓上型こ んろ	14kw 以下										

注6: 方向性を有するものにあつては100cmとする。

ト ー ブ	不燃 式	開放 バーナーが隠ぺい	バーナーが露出の項 (略)				80	4.5	4.5	4.5							
			自然対流型	7kw 以下													
強制対流型の項 (略)																	
液体燃料の款 (略)																	
固体燃料																	
						100	50	50	50								
							注2	注2	注2								
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不燃 以外 開放 式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口) の項 (略)				100	15	15	15						
				卓上型こ んろ (2 口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14kw 以下												
			バーナー が隠ぺい	加熱部が開放の項 (略)				30	10	10	10						
				加熱部 が隠ぺ い	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合) の項 (略)												
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合) の 項 (略)												
				炊飯器 (炊飯容 器4リッ トル以 下)	4.7kw 以下												
				圧力調理器 (内容積10リットル以下) の項 (略)													
				不燃 開放 式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口) の項 (略)						80	0	—	0		
						卓上型こ んろ	14kw 以下										

合にあつては60cmとする。
注2: 方向性を有するものにあつては100cmとする。

注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

										んろ (2口以上) 卓上型グリル付 こ んろ										
										バーナーが隠ぺいの項 (略)										
移動式こんろの部 (略)																				
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外	2kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注7: 温風の吹き出し方向にあつては 60cm とする。												
		不燃	2kw 以下	0	0	—	0													
電 気 こ ん ろ	電 気	不燃以外	4.8kw 以下 (1口当たり 2kw を超え 3kw 以下)	100	2	2	2	注8: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離)を示す。												
			4.8kw 以下 (1口当たり 1kw を超え 2kw 以下)	100	2	2	2													
			4.8kw 以下 (1口当たり 1kw 以下)	100	2	2	2													
			4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	80	0	—	0													
		不燃	4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	—	0	—	0													
電 気 レ ン ジ	電 気	不燃以外	4.8kw 以下 (1口当たり 2kw を超え 3kw 以下)	100	2	2	2	注9: 電気レンジでこ んろ部分												
			4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	—	20	—	20													
			4.8kw 以下 (1口当たり 3.3kw 以下)	—	10	—	10													

										んろ (2口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こ んろ											
										バーナーが隠ぺいの項 (略)											
移動式こんろの部 (略)																					
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外	2kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注: 温風の吹き出し方向にあつては 60cm とする。													
		不燃	2kw 以下	0	0	—	0														
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw 以下 (1口当たり 2kw を超え 3kw 以下)	100	2	2	注1: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こ んろ部分 が電磁誘 導加熱式 調理器で ない場合 における 発熱体の 外周から の距離)を 示す。												
					4.8kw 以下 (1口当たり 1kw を超え 2kw 以下)	100	2	2													2
					4.8kw 以下 (1口当たり 1kw 以下)	100	2	2													2
					4.8kw 以下 (1口当たり 3.3kw 以下)	100	2	2													2
		不燃	4.8kw 以下 (1口当たり 3.3kw 以下)	—	10	—	10														

			り 1kw を超え 2kw 以下)	—	15	—	15	が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の外周からの距離)を示す。
				—	10	—	10	
			4.8kw 以下 (1口当たり 1kw 以下)	100	2	2	2	
				—	10	—	10	
	不燃		4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	80	0	—	0	
				—	0	—	0	
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	100	2	2	2
					—	10	—	10
	不燃		こんろ形態のもの	4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	80	0	—	0
					—	0	—	0
電気天火	電気	不燃以外		2kw 以下	10	4.5	4.5	4.5
					注10	注10	注10	
	不燃			2kw 以下	10	4.5	—	4.5
					注10	—	注10	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5	4.5	4.5
					注10	注10	注10	
	不燃		電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5	—	4.5
					注10	—	注10	
電気ストーブの部 (略)								
電気乾燥器の部 (略)								

注 10 : 排気口面にあつては 10cm とする。

	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw 以下 (1口当たり 3kw 以下)	80	0	—	0	後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
					—	0	—	0	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw 以下 (1口当たり 3.3kw 以下)	80	0	—	0	
					—	0	—	0	
					注2	—	注2		
					注2	—	注2		
電気天火	電気	不燃以外		2kw 以下	10	4.5	4.5	4.5	注:排気口面にあつては 10cm とする。
					注	注	注		
	不燃			2kw 以下	10	4.5	—	4.5	
					注	—	注		
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5	4.5	4.5	注:排気口面にあつては 10cm とする。
					注	注	注		
	不燃		電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5	—	4.5	
					注	—	注		
電気ストーブの部 (略)									
電気乾燥器の部 (略)									

電 氣 乾 燥 器	不燃以外の項 (略)							注 11：前面 に排気口 を有する 機器にあ っては 0c mとする。 注 12：排気 口面にあ っては 4. 5cm とす る。
	不燃	衣類乾燥機、食器 乾燥機、食器洗い 乾燥機	3kw 以下	4.5 注 11	0 注 12	— 注 12	0 注 12	
電気温水器の部 (略)								
備考 (略)								

電 氣 乾 燥 器	不燃以外の項 (略)							注 1：前面に 排気口を 有する機 器にあっ ては 0cm とする。 注 2：排気口 面にあっ ては 4.5c mとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器 乾燥機、食器洗い 乾燥機	3kw 以下	4.5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2	
電気温水器の部 (略)								
備考 (略)								

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。